国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

JCA-NETセミナー
2023/9/23

小倉利丸
toshi@jca.apc.org

何の条約か

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

- 国際的な刑事法のサイバー分野での再編成。
- ユーザーのデータにアクセスし共有するための国境を越えた警察の監視権限の強化。
- これらの実現のために各国の国内法の改正などを義務づける。
- 条約の事務局は国連薬物犯罪事務所（UNOĐC）
- 2024年初頭に成立を目指す。

これまでの経緯

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

- **2017年10月** ロシア連邦は国連総会に「サイバー犯罪との闘いにおける協力に関する国連条約」の草案を含む書簡を提出。
- **2019年11月** ベラルーシ、カンボジア、中国、イラン、ミャンマー、ニカラグア、シリア、ベネズエラとともにロシアが提唱した、サイバー犯罪と闘うための国際条約を制定する決議案が国連総会で可決
- **2019年12月** 国連総会は、犯罪目的の情報通信テクノロジーの使用に対抗することに関する国連条約を起草するための特別委員会（AHC）を設置する決議を採択(条約策定の実務的作業開始)

これまでの経緯

国連サイバー犯罪条約—今争点となっている深刻な課題とは

- コロナで作業が延期される一方で、人権団体などから、条約制定への危惧が表明される。(2021年1月 Human Rights Watch「世界で最も抑圧的な政府を支持者とする…この構想は深刻な人権問題を提起するものである」)
- **2021年5月** AHC設立総会。160カ国以上の代表が交渉の概要と方法に合意。 AHCは、2022年から少なくとも6回、それぞれ10日間の交渉会合をニューヨークとウィーンで開催することを求めている。

これまでの経緯

国連サイバー犯罪条約—今争点となっている深刻な課題とは

- AHCの意思決定方法に批判が出される。ロシアは単純過半数を。ブラジルは3分の2以上の代表の承認を得るよう委員会に要求する修正案を提出。ブラジル案が可決される。
- AHCの作業に参加する代表者のリストを承認。加盟国は、関連する学術機関、民間部門、NGO(EFF、Eticas、Red en Defensa de los Derechos Digitales、Global Partners Digital、Hiperderecho、Instituto Panameño de Derecho y Nuevas TecnologíasなどやPrivacy International、Human Rights Watch、Derechos Digitalesなど、ECOSOC協議資格を持つNGO)の参加が承認される。

これまでの経緯

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

- **2021年12月** EFF、Human Rights Watch、および56の国、地域、あるいは世界で機能する100を超える団体や学識経験者は、書簡でAHCのメンバーに対し、人権保護が最終的な成果物に確実に組み込まれるよう要請(JCA-NETも参加)。「人権を保護するためには、サイバー犯罪に関するいかなる条約も、その範囲を狭くしておくことが不可欠である」と強調。
- **2022年2月** AHCの最初の公式会合がニューヨークで10日間開かれ、交渉が始まる。何が「サイバー犯罪」を構成するのか、条約はどの範囲までカバーするのかについて、コンセンサスを欠いていることが判明。

これまでの経緯

国連サイバー犯罪条約—今争点となっている深刻な課題とは

- **2022年5月** ウィーンで第2回交渉セッション開催　EFF、Privacy International、およびHuman Rights Watchは、条約に中核的なサイバー犯罪のみを盛り込み、過度に広範な規定を避けることの重要性を強調する声明を提出
- **2022年6月** 一部の国連加盟国がヘイトスピーチ、過激主義、テロリズムと闘うための曖昧な条項を提案
  - ヨルダン 条約案を使用して、”情報ネットワークやウェブサイトを使用したヘイトスピーチや宗教や国家を侮辱する行為“を犯罪化することを提案
  - エジプト “争い、扇動、憎悪、人種差別の拡散“禁止を求める。
  - ロシア、ベラルーシ、ブルンジ、中国、ニカラグア、タジキスタン共同で、曖昧に定義された過激主義関連行為を含む、さまざまなコンテンツの犯罪化を提案
  - 人権団体が表現の自由を著しく危険にさらす可能性があると批判

これまでの経緯

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

- **2022年8月** 第3回会合

EUは、この条約は、重大犯罪だけでなく捜査中のあらゆる犯罪の証拠収集における国際協力の基礎となるべきと主張。これは押収評議会のブダペスト条約(サイバー犯罪)の規定に基く。

ブラジルとロシアは捜査協力に「民事・行政」事件、定義されていない「不法行為」に関する捜査や訴追が含まれる可能性

- **2022年11月** 条約草案である統合交渉文書（CND）を発表
- **2022年12月** 第４回会合 NGOなど人権団体が共同で「サイバー犯罪条約策定国連アドホック委員会（第4回）への公開書簡」を公表し、CNDに言論表現の自由を侵害する恐れがあると批判(JCA-NETも)

https://www.jca.apc.org/jca-net/ja/node/252

これまでの経緯

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

- **2023年1月** 第４回会合 何を犯罪として条約の対象にするのかについて、議論が集中。争点となる部分については、NGOなど部外者を排除した非公開非公式の会合での検討に移行する。

争点となった犯罪としては、著作権侵害、自殺の奨励または強要、破壊活動の扇動、テロリズム、過激主義、麻薬密売 などどのように定義すべきか統一的なコンセンサスが得られていない行為を幅広くカバー。

手続き上の措置と法執行については、コンテンツの傍受、リアルタイムの傍受、保存コンテンツとトラフィックデータの収集、電子証拠の管理などに関する条文が最も争点となる。

これまでの経緯

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

- **2023年3月** 国際刑事警察機構(インターポール)が刑事共助条約(MLAT)の有効性に疑問を提起。インターポールは「双罰性」規定を外すべきだ、という立場。「民間企業が保有する通信記録の保全や、基本的な加入者情報、トラフィック、コンテンツデータの要求は、データを保有する国によって証拠基準が異なる」というのがその理由。
- NGOなどからの反論 「国家が法執行目的で協力を求める場合、双罰性の原則が適用されるべきである。……私たちは、法的共助手続きや保護された情報に対する外国からの要請を、通信監視に関する国内の法的規制を回避するために使用してはならない。」

条約（ゼロドラフト）から

国連サイバー犯罪条約—今争点となっている深刻な課題とは

- 対象犯罪 私たちは［コンピューターシステム］［情報通信テクノロジー機器］を使用することで、テロリズム、人身売買、移民の密入国、銃器、その部品、構成部品、弾薬の不正製造と密売、麻薬の密売、文化財の密売に関する犯罪を含む刑法犯罪の規模、速度、範囲に多大な影響を与えることを懸念する
- 適切な法律を採用し、共通の刑法犯罪と手続権限を確立し、国内、地域、国際レベルでこのような活動をより効果的に防止し、撲滅するための国際協力を促進する

条約（ゼロドラフト）から

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

対象犯罪

- 不正アクセス
- 違法な傍受
- コンピュータ・データ][デジタル情報]への干渉
- コンピュータ・システム][情報通信テクノロジー・デバイス]への干渉
- 機器の不正使用
- コンピュータ関連偽造
- コンピュータ関連の窃盗または詐欺
- **オンラインの子どもの性的虐待または性的搾取の素材に関する犯罪**
- **[コンピュータ・システム] [情報通信テクノロジー機器]通じた性的目的の子どもへの勧誘**
- **親密な画像の非同意的拡散**
- 犯罪収益の洗浄

条約（ゼロドラフト）から

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

実際は上記以外の事案にも適用される？

第 17 条その他の国際条約に関する犯罪

締約国は、適用される国際条約及び国際議定書に従って定められる犯罪が、［コンピュータ・システム］［情報通信技術装置］を使用して行われる場合にも適用されることを確保するために必要とされる立法その他の措置 を採用するものとする。

条約（ゼロドラフト）から

国連サイバー犯罪条約—今争点となっている深刻な課題とは

保存された［コンピュータ・データ］［デジタル情報］の迅速な保存

1．各締約国は、特に、［コンピュータ・データ][デジタル情報]が紛失又は改変に対して特に脆弱であると信じるに足りる根拠がある場合には、［コンピュータ・システム][情報通信テクノロジー・デバイス]を用いて保存されたトラヒック・データを含む特定の[コンピュータ・データ][デジタル情報]の迅速な保全を所管官庁が命じ、又は同様に得ることができるようにするために必要とされる立法措置その他の措置を採用するものとする。

迅速な保全とは裁判所の令状などの手続きをとらない措置を含む？

条約（ゼロドラフト）から

国連サイバー犯罪条約—今争点となっている深刻な課題とは

データ保存の強制

- 締約国は、権限のある当局がその開示を求めることができるようにするために必要な期間、最大 90 日間まで、その［コンピュータ・データ］［デジタル情報］の完全性を保存し維持することをその者に義務付けるために必要な立法措置を採るものとする。
- 各締約国は、保存された［コンピュータ・データ］［デジタル情報］の迅速な保存に関する条の規定に基づいて保存されるべきトラヒック・データに関して、そのために必要とされる立法措置及びその他の措置を採用 するものとする。

プロバイダーは業務に不要となったデータをすみやかに削除することがエキュリティ上好ましいはず。

条約（ゼロドラフト）から

プロバイダーなどの技術者への協力義務

特定の[コンピュータ・システム][情報通信技術デバイス]又はその一部を捜索し、又は同様にアクセスする場合であって、捜索される[コンピュータ・データ][デジタル情報]が自国の領域内の他の[コンピュータ・システム][情報通信技術デバイス]又はその一部に保存されており、かつ、このようなデータが最初のシステムから適法にアクセス可能であり、又は最初のシステムから入手可能であると信じるに足りる根拠があるときは、当該当局は、他の[コンピュータ・システム][情報通信技術デバイス]へのアクセスを得るための捜索を迅速に実施することができるようにするために必要な立法措置を講ずる

条約（ゼロドラフト）から

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

コンテンツの傍受

各締約国は、国内法によって決定される重大な刑法犯罪の範囲に関し、自国の権限のある当局に以下の権限を付与するために必要とされる立法その他の措置を採用するものとする。

現行の日本の盗聴法の対象犯罪の条件を大幅に越えることになる。

憲法21条に完全に抵触する

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

条約（ゼロドラフト）から

国連サイバー犯罪条約—今争点となっている深刻な課題とは

コンテンツの傍受

サービスプロバイダーに対し、その既存の技術的能力の範囲内で強制

(i) 当該締約国の領域内において技術的手段の適用を通じて収集し、又は記録

(ii) 権限のある当局に協力し、コンピュータ・システム][情報通信テクノロジー機器]を用いて送信される、その領域内の特定通信のコンテンツ・データをリアルタイムで収集または記録に協力する

条約（ゼロドラフト）から
国連サイバー犯罪条約—今争点となっている深刻な課題とは

頻出する「迅速な」という言葉が意味するもの

例えば

第 42 条保存された［コンピュータ・データ］［デジタル情報］の迅速な保全

第 43 条 保存されたトラヒック・データの迅速な開示

その含意は

- 裁判所など司法によるチェックを要しないものにする
- 「双罰性」の規定など、国際的な調整が煩雑な仕組みを回避する
- 捜査機関に強制力をもたせる
- プロバイダーのプライバシー保護の権利を弱める

重要な争点とは

国連サイバー犯罪条約—今争点となっている深刻な課題とは

- **対象となる犯罪とは何なのか**
  - インターネットなどを利用した犯罪を幅広くカバーすべき
  - コンピュータをターゲットにした限定された領域の犯罪に限定すべき
- **各国の捜査機関などの権限は強化される**
  - 条約にあわせて国内法を改悪する？
  - プライバシーや人権に配慮しない国の規範が支配的に？
- **通信のコンテンツへの捜査機関の監視の手段と手続き**
  - 裁判所など司法のチェックが弱められる
  - 他国の捜査機関による自国内部での捜査力が拡大する
- **言論表現の自由や人権へのネガティブな影響**
  - 13-15条が隠された争点になっている

日本の対応

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

憲法における条約の位置づけ

　第九十八条　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

②　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

定説：日本でも「確立された国際法規」（日本国憲法第98条2項）は特別の変型手続が無くても国内法としての法的拘束力を認める

内閣と国会：憲法第73条第1項第3号内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。...条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

国連サイバー犯罪条約については国会で議論されているのだろうか？

日本の対応

国連サイバー犯罪条約—今争点となっている深刻な課題とは

AHC宛に日本政府から出されたドキュメント

第１回会合 2022/2/28-3/11

https://www.unodc.org/documents/Cybercrime/AdHocCommittee/First_session/Comments/National_submission_JAPAN_AHC.pdf

第2回会合 2022/5/30-6/10

https://www.unodc.org/documents/Cybercrime/AdHocCommittee/Second_session/Japan_Contribution.pdf

第３回会合 2022/8/29-9/9

https://www.unodc.org/documents/Cybercrime/AdHocCommittee/Third_session/Documents/Submissions/Japan.pdf

第４回会合 2023/1/9-20

https://www.unodc.org/documents/Cybercrime/AdHocCommittee/4th_Session/Statements/Japan_4_EN.pdf

第5回会合 2023/4/11-21 提出なし

第６回会合 2023/8/21-9/1 提出なし*非公式会合グループ5の議長を務める

日本の対応

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

AHC宛に日本政府から出されたドキュメント

第６回会合のなかの非公式会合

- Coordinator’s statement in the Plenary (Group 5)

https://www.unodc.org/documents/Cybercrime/AdHocCommittee/6th_Session/Informals/Coordinators/AHC6_Coordinators_report_in_the_Plenary_Group_5.pdf

- Coordinator’s proposal

https://www.unodc.org/documents/Cybercrime/AdHocCommittee/6th_Session/Informals/Coordinators/AHC6_Group_5_working_document.pdf

日本の対応

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

朝日：「通信の秘密の保護」に制限検討　サイバー攻撃への対処、政府が強化

https://www.asahi.com/articles/ASR6R6W9YR6QUTFK016.html

「サイバー攻撃への対処能力を強化するため、「通信の秘密の保護」を規定する電気通信事業法など複数の法改正を政府が検討していることが分かった。来年の通常国会にも関連法改正案の提出をめざす。政府は今夏以降に有識者会議を立ち上げ、年内をめどに能力強化をめぐる課題を集中的に議論する方針だ。

　複数の政府関係者が明らかにした。法改正は「通信の秘密」を保障する憲法21条との兼ね合いなど課題が多い。海外での攻撃的なサイバー活動の是非のほか、国内では政府による市民の監視にもつながりかねないなど、議論を呼びそうだ。」2023年6月23日

私たちはどうする？

国連サイバー犯罪条約―今争点となっている深刻な課題とは

- 条約の批准に反対する
- 条約の内容について個別に介入して、よりマシな条約を目指す
- 静観する

ほとんどの国際NGOは反対ではなく、介入路線を選択した。反対してつぶすことの困難を想定してのことかもしれない。しかし、**日本の場合憲法21条があり、この条文を尊重するとすれば、条約の趣旨そのものを是認できない、という立場をとるべき**かもしれない。しかし、こうした立場をとった場合、法曹界や議会野党の同意が得られないことも危惧されるが、**原則に沿って対処するように働きかけることが必要**だろう。外務省など関係する省庁への働きかけと、この**条約の危険性を周知するような広報活動**も必要になる。